



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○肥料取締法施行細則の一部を改正する規則（営農支援課）	1
告 示	
○沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課）	3
○区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課）	3
○県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）	3
○漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）	4
○公有水面埋立ての免許（漁港漁場課）	4
公 告	
○地籍調査の成果の認証・2件（県土・跡地利用対策課）	6
病院事業局事項	
○新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程	7
○新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程	8
人事委員会事項	
○令和2年度における特別休暇の特例に関する規則	9
○令和2年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準の特例に関する規則	9
正 誤	
○令和2年6月26日付け公報定期第4850号中訂正	9

規 則

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第52号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和47年沖縄県規則第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第1条中「肥料取締法（）」を「肥料の品質の確保等に関する法律（）」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則（昭和25年農林令第64号）」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号）」に改める。

第3条を次のように改める。

（公示）

第3条 法第16条第1項及び第2項の規定による公告は、沖縄県公報に登載して行うものとする。

2 法第30条第7項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

第5条中「第4条」を「第7条」に改める。

第6条を次のように改める。

(報告の徴収)

第6条 輸入業者は、毎年2月末日までに前年中に県内の輸入港において輸入した肥料について、肥料陸揚報告書(第4号様式)により知事に報告しなければならない。県内の輸入港において肥料の引渡しを受けた生産業者及び販売業者についても同様とする。

2 販売業者は、毎年2月末日までに前年中に県外から搬入した肥料について、肥料搬入報告書(第5号様式)により知事に報告しなければならない。

3 生産業者は、毎年2月末日までに前年中に生産した法第4条第1項第1号から第6号までに掲げる普通肥料及び石灰質肥料について、肥料生産高及び原料肥料仕入高報告書(第6号様式)により知事に報告しなければならない。この場合において、石灰質肥料を生産した生産業者は、当該報告書に石灰質肥料生産出荷報告書(第7号様式)を添付しなければならない。

4 生産業者は、毎年2月末日までに前年中に生産した法第4条第1項第7号に掲げる普通肥料(石灰質肥料を除く。)及び特殊肥料について、肥料生産高報告書(第8号様式)により知事に報告しなければならない。

5 販売業者は、毎年2月末日までに前年中に販売した肥料について、肥料販売高報告書(第9号様式)により知事に報告しなければならない。

第7条第1項中「行なう」を「行う」に、「その旨を沖縄県公報に公示する」を「聴聞の期日及び場所を公示するものとする」に改め、同条第4項中「おく」を「置く」に改め、同条第5項中「行ない」を「行い」に改め、同条第6項中「えて」を「得て」に改め、同条に次の1項を加える。

12 第1項の規定による公示は、本庁の掲示場に掲示することにより行うものとする。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第2条関係)」に、「肥料の名称」を「肥料の種類及び名称」に、「沖縄県知事」を「沖縄県知事[㊤]」に改め、同様式注中「及び」を「若しくは」に改め、「こと」を削り、同様式注を同様式注1とし、同様式注に次のように加える。

2 仮登録の肥料の場合には、「1 登録番号」を「1 仮登録番号」に、「2 登録年月日」を「2 仮登録年月日」に、「3 登録の有効期限」を「3 仮登録の有効期限」に、「5 肥料の種類及び名称」を「5 肥料の名称」に読み替えて記載する。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第4条関係)」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「沖肥受」を「沖肥生(販、輸)」に、「沖縄県知事」を「沖縄県知事[㊤]」に改める。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第5条関係)」に、「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「(1)」を「1」に、「(2)」を「2」に、「(3) 肥料の名称」を「3 肥料の種類及び名称」に、「(4)」を「4」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 仮登録の肥料又は指定混合肥料の場合には、「3 肥料の種類及び名称」を「3 肥料の名称」に読み替えて記載する。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第6条関係)」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「肥料陸揚報告書」を「肥料陸揚報告書(年分)」に、「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に改め、同様式注を次のように改める。

注 前年の1月1日から12月31日までの実績を記載すること。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第6条関係)」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「(年 月分)」を「(年分)」に、「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に改め、同様式注1を次のように改める。

注 1 前年の1月1日から12月31日までの実績を記載すること。

第5号様式注3中「一たん」を「一時的に」に、「搬出先県」を「搬出先都道府県」に改める。

第6号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第6条関係)」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「(年 月分)」を「(年分)」に、「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に、「上記」を「左記」に改め、同様式注を次のように改める。

注 前年の1月1日から12月31日までの実績を記載すること。

第7号様式中「第7号様式」を「第7号様式（第6条関係）」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「（ 年 月分）」を「（ 年分）」に、「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に改め、同様式注を次のように改める。

注 前年の1月1日から12月31日までの実績を記載すること。

第8号様式中「第8号様式」を「第8号様式（第6条関係）」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「（ 月 1月～7月 ）」を「（ 年分）」に、「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に、「上記」を「左記」に改め、同様式注1を次のように改める。

「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に、「上記」を「左記」に改め、同様式注1を次のように改める。

注 1 前年の1月1日から12月31日までの実績を記載すること。

第9号様式中「第9号様式」を「第9号様式（第6条関係）」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「（ 年1月1日～12月31日）」を「（ 年分）」に、「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に、「上記単位当価格」を「左記単位当たり価格」に改め、同様式注を次のように改める。

注 前年の1月1日から12月31日までの実績を記載すること。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第469号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を令和2年11月27日から同年12月11日までの間、沖縄県環境部自然保護課及び国頭村役場企画商工観光課において縦覧に供する。

令和2年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保全利用協定の名称 伊部岳地区保全利用協定
- 2 協定区域 伊部岳登山道オキナワウラジロガシルート
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 トレッキング
- 4 保全利用協定に参加する者の名称 やんばるエコツーリズム研究所
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

沖縄県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 今帰仁村土地改良区地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）
- 3 認可年月日 令和2年11月11日

沖縄県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上区東地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年11月30日から同年12月25日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第472号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
那覇市沿岸加入区	主としてまぐろ一本釣漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業）	那覇市古波蔵1丁目32番10号 西里一 那覇市長田2丁目9番22号トケシマンションA-1 渡慶次満
那覇市沿岸加入区	主としてそでいか旗流し漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業）	那覇市曙2丁目19番9号 与那嶺克也 那覇市久茂地2丁目12番10号真栄堂ビル701 仲村康範
那覇市沿岸加入区	主としてそでいか旗流し漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業）	浦添市伊祖一丁目13番9号T SハウスB-1 又吉強次 那覇市字安謝620番地13 前田喜紀

沖縄県告示第473号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和2年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 令和2年11月10日 沖縄県指令農第1410号、令和2年11月10日 沖縄県指令土第647号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 名護市字汀間西原242番2から同市字汀間村167番2までの土地に接する里道に接する無地番地の地先公有水面
 - イ 区域

- (7) A区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域
 ①の地点 四等三角点（英26）大浦（北緯26度33分02秒8573、東経128度02分45秒6154）から90度01分24秒1,214.210メートルの地点
 ②の地点 ①の地点から104度20分25秒11.248メートルの地点
 ③の地点 ②の地点から93度26分36秒11.255メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から88度56分44秒11.194メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から82度11分41秒11.148メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から279度02分58秒11.177メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から265度15分44秒11.018メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から274度51分13秒11.015メートルの地点
- (イ) B区域 次の各地点を順次に結んだ線及び⑤の地点と⑳㉑の地点を結んだ線により囲まれた区域
 ⑤の地点 ④の地点から82度11分41秒11.148メートルの地点
 ⑨の地点 ⑤の地点から82度11分52秒11.049メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から75度37分16秒11.030メートルの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から71度07分58秒10.984メートルの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から66度43分01秒10.952メートルの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から62度20分11秒10.916メートルの地点
 ⑭の地点 ⑬の地点から50度06分05秒10.966メートルの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から65度27分06秒10.141メートルの地点
 ⑯の地点 ⑮の地点から56度49分41秒10.001メートルの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から56度49分29秒10.000メートルの地点
 ⑱の地点 ⑰の地点から56度49分35秒10.002メートルの地点
 ⑲の地点 ⑱の地点から56度48分43秒10.000メートルの地点
 ⑳の地点 ⑲の地点から56度49分18秒9.999メートルの地点
 ㉑の地点 ㉑の地点から56度49分29秒10.00メートルの地点
 ㉒の地点 ㉒の地点から56度48分49秒9.999メートルの地点
 ㉓の地点 ㉓の地点から57度27分02秒9.780メートルの地点
 ㉔の地点 ㉔の地点から59度18分29秒9.757メートルの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から268度36分50秒11.326メートルの地点
 ㉖の地点 ㉕の地点から238度18分18秒9.903メートルの地点
 ㉗の地点 ㉖の地点から237度27分32秒10.000メートルの地点
 ㉘の地点 ㉗の地点から236度26分53秒10.000メートルの地点
 ㉙の地点 ㉘の地点から237度26分29秒10.001メートルの地点
 ㉚の地点 ㉙の地点から236度13分15秒10.000メートルの地点
 ㉛の地点 ㉚の地点から237度04分27秒10.003メートルの地点
 ㉜の地点 ㉛の地点から237度05分25秒10.000メートルの地点
 ㉝の地点 ㉜の地点から236度43分00秒10.000メートルの地点
 ㉞の地点 ㉝の地点から236度49分04秒10.013メートルの地点
 ㉟の地点 ㉞の地点から237度55分31秒10.410メートルの地点
 ㊱の地点 ㉟の地点から240度07分49秒10.473メートルの地点
 ㊲の地点 ㊱の地点から232度41分13秒11.043メートルの地点
 ㊳の地点 ㊲の地点から250度01分17秒10.777メートルの地点
 ㊴の地点 ㊳の地点から254度11分25秒10.846メートルの地点
- (ウ) C区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉔の地点と㊱の地点を結んだ線により囲まれた区域
 ㉔の地点 ㉓の地点から59度18分29秒9.757メートルの地点
 ㊱の地点 ㉔の地点から59度18分54秒9.766メートルの地点
 ㊲の地点 ㊱の地点から61度10分42秒9.768メートルの地点
 ㊳の地点 ㊲の地点から62度09分04秒5.369メートルの地点
 ㊴の地点 ㊳の地点から62度25分35秒2.770メートルの地点
 ㊵の地点 ㊴の地点から332度26分06秒5.459メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から242度26分01秒2.764メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から240度45分07秒5.436メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から244度12分22秒9.903メートルの地点

ウ 面積 987.28平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 名護市字汀間西原242番2、242番3、245番2、245番1に接する水路、同市字汀間村167番2及び同市字汀間西原242番2から同市字汀間村167番2までの土地に接する里道の地内並びに同市字汀間西原242番2から同市字汀間村167番2までの土地に接する里道に接する無地番地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（英26）大浦（北緯26度33分02秒8573、東経128度02分45秒6154）から90度43分12秒1,200.254メートルの地点

②の地点 ①の地点から96度00分27秒41.115メートルの地点

③の地点 ②の地点から83度36分08秒31.589メートルの地点

④の地点 ③の地点から73度26分48秒24.577メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から62度23分51秒36.086メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から56度49分19秒79.833メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から59度49分16秒55.896メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から332度25分49秒33.034メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から239度49分17秒58.264メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から236度49分17秒79.090メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から242度23分56秒31.288メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から253度26分48秒18.452メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から263度36分05秒25.070メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から276度00分29秒32.694メートルの地点

ウ 面積 8,479.87平方メートル

4 埋立地の用途 護岸用地

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

令和2年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調査を行った者の名称 那覇市
- 2 調査期間 平成29年7月20日から令和2年3月31日まで
- 3 成果の名称 那覇市港町一、二丁目・曙一、二丁目の地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域 那覇市曙1丁目、曙2丁目、港町1丁目及び港町2丁目
- 5 認証年月日 令和2年11月17日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

令和2年11月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調査を行った者の名称 那覇市
- 2 調査期間 平成29年7月20日から令和2年3月31日まで
- 3 成果の名称 那覇市港町一丁目西の地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域 那覇市港町1丁目の一部
- 5 認証年月日 令和2年11月17日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第12号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程を次のように定める。

令和2年11月27日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）により生じた事態に対処するため、病院等において特定の作業に従事した沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号。以下「給与規程」という。）第1条に規定する職員の特殊勤務手当の特例を定めることを目的とする。

(広域異動職員の伝染病防疫手当の特例)

第2条 給与規程第2条第1号に規定する広域異動職員が、新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある病院、診療所、宿泊施設（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の療養等を行うための宿泊施設をいう。）、患者等の搬送に使用する自動車の内部又はこれらに準ずるものとして病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が認める区域において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、次に掲げるものに従事したときは、伝染病防疫手当を支給する。この場合において、給与規程第19条の規定は、適用しない。

- (1) 患者等に接して行う診察、検査、検体採取、治療、看護その他の作業
- (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着の疑いがある物件の処理の作業
- (3) 患者等の搬送の作業
- (4) 前3号に掲げる作業以外の作業で管理者が認める作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円とする。ただし、患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、勤務時間が2以上の暦日にまたがる勤務において第1項各号の作業に従事した場合は、当該勤務する日の初日に限り同項の手当を支給する。

(地域異動職員の伝染病防疫手当の特例)

第3条 前条の規定は、給与規程第2条第2号に規定する地域異動職員について準用する。この場合において、前条第1項中「第2条第1号に規定する広域異動職員」とあるのは「第2条第2号に規定する地域異動職員」と、「第19条」とあるのは「第40条において読み替えて準用する給与規程第19条」と読み替えるものとする。

(病院事業任期付職員の伝染病防疫手当の特例)

第4条 第2条の規定は、給与規程第2条第3号に規定する病院事業任期付職員について準用する。この場合において、第2条第1項中「第2条第1号に規定する広域異動職員」とあるのは「第2条第3号に規定する病院事業任期付職員」と、「第19条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する給与規程第19条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年11月27日から施行し、同年2月1日から適用する。

(失効)

2 この規程は、令和3年1月31日限り、その効力を失う。

(伝染病防疫手当の内払)

- 3 給与規程の規定に基づいて令和2年2月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた伝染病防疫手当のうち第2条第1項に掲げる作業に係るものは、この規程の規定による伝染病防疫手当の内払とみなす。

沖縄県病院事業局訓令第8号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程を次のように定める。

令和2年11月27日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程

(目的)

- 第1条** この訓令は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）により生じた事態に対処するため、病院等において特定の作業に従事した沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号。以下「会計年度任用職員規程」という。）第1条に規定する会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例を定めることを目的とする。

(フルタイム会計年度任用職員の伝染病防疫手当の特例)

- 第2条** 会計年度任用職員規程第2条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員が、新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある病院、診療所、宿泊施設（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の療養等を行うための宿泊施設をいう。）、患者等の搬送に使用する自動車の内部又はこれらに準ずるものとして病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が認める区域において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、次に掲げるものに従事したときは、伝染病防疫手当を支給する。この場合において、会計年度任用職員規程第38条の規定は、適用しない。

- (1) 患者等に接して行う診察、検査、検体採取、治療、看護その他の作業
- (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着の疑いがある物件の処理の作業
- (3) 患者等の搬送の作業
- (4) 前3号に掲げる作業以外の作業で管理者が認める作業

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円とする。ただし、患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、勤務時間が2以上の暦日にまたがる勤務において第1項各号の作業に従事した場合は、当該勤務する日の初日に限り同項の手当を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の伝染病防疫手当の特例)

- 第3条** 前条の規定は、会計年度任用職員規程第2条第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、前条第1項中「第2条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員」とあるのは「第2条第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員」と、「伝染病防疫手当」とあるのは「伝染病防疫手当に相当する報酬」と、「第38条」とあるのは「第38条及び第53条」と、同条第2項及び第3項中「手当」とあるのは「手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、令和2年11月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

(失効)

- 2 この訓令は、令和3年1月31日限り、その効力を失う。

(伝染病防疫手当等の内払)

- 3 会計年度任用職員規程の規定に基づいて令和2年4月1日からこの訓令の施行の日の前日までの間に会

計年度任用職員に支払われた伝染病防疫手当又は伝染病防疫手当に相当する報酬のうち第2条第1項に掲げる作業に係るものは、この訓令の規定による伝染病防疫手当又は伝染病防疫手当に相当する報酬の内払とみなす。

人事委員会事項

令和2年度における特別休暇の特例に関する規則を次のように定める。

令和2年11月27日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第20号

令和2年度における特別休暇の特例に関する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）第8条の2第2項の規定の適用については、令和2年度にあっては、同項中「一の年の6月から10月までの期間」とあるのは、「令和2年6月から同年10月まで及び同年12月から令和3年3月までの期間」とする。ただし、令和2年6月から同年10月までの全期間を休業、退職、停職、休暇又は欠勤のため勤務しなかった者及び同年11月1日以後に新たに職員となった者については、この規則の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

令和2年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準の特例に関する規則を次のように定める。

令和2年11月27日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第21号

令和2年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準の特例に関する規則

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第2号）第7条第10号の規定の適用については、令和2年度にあっては、同号中「1の年の7月から9月までの期間」とあるのは、「令和2年7月から同年9月まで及び同年12月から令和3年3月までの期間」とする。ただし、令和2年7月から同年9月までの全期間を休業、退職、停職、休暇又は欠勤のため勤務しなかった者及び同年10月1日以後に採用された会計年度任用職員については、この規則の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

正 誤

令和2年6月26日付け公報定期第4850号掲載の「災害救助法施行細則の一部を改正する規則（沖縄県規則第44号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	下から16	検索	検案

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
-------------------------------------------------------	------------------------------------------------------